

平成25年(ワ)第443号 退職金請求事件

直送済

原 告 豊島 耕一 外1名

被 告 国立大学法人佐賀大学

## 被告準備書面(7)

平成27年12月10日

佐賀地方裁判所 民事部 合議1係 御中

被告訴訟代理人弁護士 青山 隆徳

同 弁護士 平山 泰士郎

本書は、原告準備書面（3）,（4）に対する反論である。

論点の整理の都合上、準備書面（4）に対する反論を先に行い、追って準備書面（3）及び根本守公認会計士の追加意見書（甲26）に対する反論を行う。

### 第1 原告準備書面（4）に対する反論

#### 1 高度の必要性について

原告らは、第四銀行事件最高裁判決を引用し、就業規則のうち、賃金・退職金の減額については、高度の必要性があると指摘した上で、かかる高度の必要性の判断は、被告の財政的事情を重視して判断すべきと述べる。

しかし、後記裁判例や改正後の独立行政法人通則法第50条の10が指摘す

るとおり、運営費の大部分を国庫に依存する国立大学法人においては、給与・退職手当の在り方についても、納税者である国民の理解が得られるよう制度を運営する必要性が存することは明白である。

被告が再三指摘するとおり、かかる国立大学法人と民間企業とを完全に同一視し、その特殊性を否定する原告の主張は、独自のものであり失当といわざるを得ない。

## 2 改正後の独立行政法人通則法第 50 条の 10 の改正趣旨について

この点は被告準備書面（6）で指摘したところであるが、同改正についての文献（独立行政法人制度研究会編「第三版 独立行政法人制度の解説」第一法規 乙第 72 号証）が新たに刊行されている。

そして、同書は改正の趣旨につき、下記のとおり指摘する。

「独立行政法人は・・公共上の見地から確実に実施されなければならない事務及び事業を行う行政主体であり、さらに、その多くが全額政府出資により設立され、運営費の大部分を国庫に依存するものである上、その給与等の在り方について、納税者である国民からこれまで以上に厳しい目が向けられていることから、その理解と納得を得る必要性がますます高まっており、累次の閣議決定においても、独立行政法人の役職員の給与について、国家公務員の給与水準も十分考慮した見直し等が要請されてきた。・・・平成 26 年の制度改正において、（独法職員の）給与等の支給の基準の策定にあたって考慮すべき事項を明確化するとともに、当該法人に対してその職員の給与水準に対する説明責任・・を負わせることで、適正な給与水準や効果的かつ効率的な業務運営の確保を促し、国民の理解と納得を得ることとされたものである」（乙第 72 号証 265～266 頁）。

そして、一般職の国家公務員の給与等が明記された理由についても、「上記の閣議決定・・等を踏まえ、一般職の国家公務員についての給与準則である一般職の職員の給与に関する法律・・等の定めるところを考慮すべきこと

を明確化するものといえる」と指摘する。

これらの指摘は、従前の被告の主張と同旨であり、同改正以前から、国家公務員についての給与は、国立大学法人の給与を定める際の考慮事項となっていたが、本改正によりこれを考慮要素として明示したものであることは、同規定の公権的解釈として通用しているものである。

これと異なる原告の改正法の解釈は、独自のものであり、失当といわざるを得ない。

### 3 裁判例について

#### (1) 京都地判平成27年5月7日（乙第69号証 判例秘書登載）

同裁判例は、京都大学において、平成24年8月から平成26年3月までの間、国家公務員給与臨時特例法に準じて職員の給与減額がなされたことにつき、就業規則の不利益変更が合理性を欠き無効であると主張されたものである。

本件につき裁判所は、下記のとおり判示した（同24頁以下）。

① 国立大学法人の本質的な性格や国との関係に照らして、国立大学法人法においては、国立大学法人の職員の給与及び退職手当については、「当該国立大学法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない」・・と定められている（なお、平成26年法律第67号による独立行政法人通則法及び国立大学法人法の改正により、国立大学法人の役員の報酬及び教職員の給与等を定める際には、国家公務員の給与等を考慮要素とすべきことがより明確に規定されるに至っている。）

② 被告の教職員の給与を「社会一般の情勢に適合したものとなるようにすべき」という国立大学法人法の規定や「国家公務員の例に準拠する」ものとすべきという給与規程の規定が存在している以上、被告としては、特段の事情がない限り、これらの規定を誠実に執行する必要があるとい

うことができ、これらの規定自体が、被告のいう社会的責任すなわち公的的性格を有する被告が国民に対して負う責任を、教職員の給与という面で具現化したものであるとも解されることから、国家公務員給与臨時特例法に基づいて国家公務員の給与減額が実施されたことのみによっても、これに沿うような対応を探るべき一定の必要性が生じることとなるといふべきである。

③ 国から、国立大学法人の公的部門としての性格に鑑み、国家公務員の給与減額と同等の人件費の削減を実施すべきことが明確に要請されており、また、これらの状況に鑑みて、平成24年4月から給与減額を実施する国立大学法人も現れ始めていたことからすれば、社会一般情勢に照らして、被告は、平成24年5月頃には、国家公務員の給与減額に沿う対応がより強く求められる状況に置かれていたということができる。そして、本件において、教職員の給与を社会一般の情勢に適合させるべきでない、又は国家公務員の例に準拠させるべきではないという特段の事情を見出すことはできないことを踏まえれば、被告においては、遅くとも平成24年6月頃以降には、教職員の給与が、社会一般の情勢に適合したものとなるように、又は国家公務員の例に準拠するものとなるように、一定の減額を実施すべき高度の必要性が存したものと認められる。

④ (減額をせずとも被告の予算上対応できたとの原告の主張に対し)国家公務員給与臨時特例法により国家公務員の給与減額が実施されていたこと・・などの状況に照らして、被告教職員の給与は、社会一般の情勢に適合し、国家公務員に準拠するように定めるべきとの国立大学法人法及び給与規程の各規定に基づき、教職員の給与減額の実施を決定したものであって、そうであれば、上記事情の下で教職員の給与減額を実施すべきか否かということと他に財源確保の方法があるか否かということは次元の異なる問題である。・・被告が、人件費の削減以外の方法によって

運営費交付金の削減に対処できる財政状況であったとしても、そのことをもって、上記で認定した給与減額を実施する必要性が否定ないし減殺されるということにはならない

以上の京都地方裁判所の判決は、国立大学法人が運営費の大部分を国庫に依存するという、民間企業と異なる地位にあることを正面から受け止め、これを労働契約法第10条の必要性の判断に適切に反映したものであるから、極めて正当なものである。

(2) 福岡高判平成27年11月30日(乙第73号証 判例集未登載)

同裁判例は、被告準備書面(6)でも指摘した福岡教育大学の給与減額訴訟の控訴審判決である。

控訴棄却判決であり、基本的な認定は原審と異なるものではないが、新たに下記の指摘がなされている。

- ① 独立行政法人通則法に損失を繰越欠損金とすることが可能との規定があるとしても、そのような処理をするに至らなければ給与減額をすることが許されないわけではない。
- ② 国家公務員給与臨時特例法が成立し、国が必要な措置を講ずるよう要請し、現に給与減額を前提とする運営費交付金の減額がなされていること、最終的には全ての国立大学法人が給与減額を決定していること等の事実によれば、国からの運営費交付金を財源とする被控訴人(大学)が国の要請に従わないとの選択は、被控訴人の財務状況悪化及び事業活動への悪影響を及ぼす可能性があったことから、就業規則変更の合理性は優に認められる。
- ③ 被控訴人の給与水準が国家公務員の水準を下回ることは、②の合理性を否定するものではない。

本件については、原審では福岡教育大学の財務状況への影響を必要性の中心として論じていたが、控訴審判決では、(1)の京都大学の地裁判決同様、

国立大学法人のおかれた地位や国庫からの財政支出で運営されていることが合理性（高度の必要性）の根拠となることを正面から認定しており、(1) 同様極めて正当なものである。

(3) 水戸地裁土浦支判平成27年7月17日（乙第71号証 判例集未登載）

高エネルギー加速器研究機構において、国家公務員の給与改定及び国の要請に従い、本訴と同様の退職手当の調整率を減少させたことにつき、無効な変更であるとして争われた事例であり、被告の調査の限りにおいては、本件と同一論点の事案に対する現時点での唯一の下級審裁判例である。

同裁判例は、退職手当についての就業規則の不利益変更の合理性について、下記のとおり判示している（同32頁以下）。

① 不利益の変更については、削減割合が5.5パーセントに留まること、減額後も相当の退職金が支払われていることから、看過できない程度に大きいとはいえない（32頁）。

② 国からの要請があること、被告における退職手当の財源が特殊要因運営費交付金であること、同交付金と実際の退職手当支給額との差額精算を必要とするものであること、特殊要因運営費交付金は国家公務員の退職手当の調整率減少と共に減額されるものであること、一般運営費交付金からの費目間流用が事実上難しいこと等から、退職手当規定改正の必要性があったと認められる（33-34頁）。

③ 変更後の退職手当規定は1年半にかけて調整率を段階的に減少させるものであり、内容も相当である（34頁）。

以上のとおり、高エネルギー加速器研究機構の退職手当規定の合理性判断に際しては、その置かれた地位、退職手当が国庫からの支出（特殊要因運営費交付金）により賄われていることなどを正面から認め、同機構の財務状況にかかわりなく変更の合理性を認めたものであり、極めて正当である。

#### 4 小括

以上のとおり、既に示された改正法、及び下級審裁判例において、被告のような国立大学法人については、民間企業と異なる判断要素のもと、変更の合理性（必要性・相当性）が判断されている。

本件においても、これらの裁判例（他大学の例）と置かれた状況は相違ないことから、同様の判断がなされるべきものである。

#### 第2 原告準備書面（3）に対する反論

第1によれば、被告の財務状況が、被告の退職手当規程の変更の合理性判断に直接影響を与えるとはいえない。このことは、被告準備書面（2）などにおいても整理したところである。

但し、根本会計士の追加意見書（乙26）及び原告準備書面（3）において、被告の財務状況について指摘されているもののうち、誤りがあるものが散見されることから、貴庁において正確な事実認識を頂くべく、下記のとおり指摘を行うこととする。

##### 1 原告準備書面（3）記載の被告財務状況評価に対する反論

###### （1）損益計算書の評価

① 原告は、被告の損益計算書の平成20年度～平成24年度の純利益が年13億～32億円で推移していることから、利益の中から年間2億円の原資を捻出することができると述べている。（原告準備書面（4）第5（1）②）

② まず、この点については被告準備書面（4）第1②において、年11億～32億で推移していることを修正指摘している。また、利益の中から年間2億円の原資を捻出することは、原告準備書面（2）（甲第25号証7頁）の附属病院以外のセグメントにおいて「追加の費用が計上されても、年2億円程度の範囲内であれば、累積損益でマイナスになるこ

とはない」ことが根拠となっているが、被告準備書面（4）第1③で反論しているとおり、平成22年度において翌年度以降に実施するプロジェクトや設備整備、美術館建設に向けて経営努力を行い、費用を削減した結果、5億9千万円の業務損益となっているが、平成23年度、平成24年度は利益が1億円にも達していない。

のことからも、平成22年度の業務損益5億9千万円が一時的であったことは明らかである。

③ また、原告が業務損益の平均を2.7億円と積算する根拠として、平成24年度の業務損益を除外している。この要因として「入金した一般運営費交付金のうち2,226百万円に業務達成基準等を適用して収益計上せず、運営費交付金債務として繰り越し後年度で収益計上を予定している」ことを除外理由としている。

業務達成基準とは中期計画及びこれを具体化する年度計画において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化する方法である（乙74号証※実務指針Q78-2）。そして、この業務の達成度については、各法人において決めることとなってい（乙74号証Q78-11）。

被告は、この業務の達成度の評価を業務実施の進捗度（費用の発生）により判断している。簡単に述べると、平成24年度においては一般運営費交付金のうち2,226百万円に業務達成基準を適用したことにより、業務未達のため費用が生じなかった部分については運営費交付金収益が計上されなかった。その結果、業務を遂行する次年度には、費用を計上すると共に、これに対応する金額を収益として計上することとなる。

このように、費用・収益共に次年度に繰り延べているにすぎないから、収益計上がなされないとしても、次年度の業務損益が留保した収益の分

だけ増えるわけではない。

原告の主張及び根本追加意見書はこの点を考慮せず、原告が運営費交付金に業務達成基準を適用し運営費交付金債務として繰り越している点だけに着目し、「平成24年度の経常利益は通常年度よりも低い」と判断しているが、前提となる事実に誤解があり、誤りである。

④ さらに、下記の表に示したとおり、根本意見書（甲第25号証7頁）の考え方従い、業務損益に目的積立金の取崩を加味した場合の損益の額は、平成20年度は2億9千万円、平成21年度は▲2億6千万円、平成22年度は5億9千万円（目的積立金の取崩なし）、平成23年度は5千万円（目的積立金の取崩なし）、平成24年度は1億2千万円、平成25年度は▲1億5千万円、平成26年度は2億3千万円となっている。

その結果、前述している業務損益が一時的に高い水準であった平成22年度を加えた過去7年間（平成20年度～平成26年度）の平均であっても、損益額は1億2千万円程度にすぎない。

かかる分析によても、年2億円程度の追加費用が計上された場合に附属病院以外で賄うことが可能とは言えない。

○附属病院以外

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(百万円)
業務費用(経常費用)	14,521	14,790	13,694	14,036	13,592	13,728	14,495	
内業務費用	13,910	14,109	13,104	13,476	12,972	13,048	13,659	
内教育経費	1,503	1,824	1,409	1,315	1,309	1,565	1,867	
内研究経費	1,294	1,411	1,309	1,347	1,375	1,306	1,302	
内人件費	10,061	9,811	9,404	9,706	9,150	8,933	8,964	
内一般管理費	598	676	584	550	598	665	822	
業務収益(経常収益)	14,696	14,180	14,282	14,083	13,687	13,499	14,684	
内運営費交付金収益	8,662	8,415	8,068	8,067	7,583	7,244	8,141	
内学生納付金収益	4,192	3,583	4,198	4,097	4,084	4,043	3,904	
<u>業務損益(経常利益)</u>	<u>175</u>	<u>-610</u>	<u>589</u>	<u>47</u>	<u>94</u>	<u>-229</u>	<u>189</u>	
<u>目的積立金取崩額</u>	<u>117</u>	<u>355</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>21</u>	<u>84</u>	<u>44</u>	
<u>帰属資産</u>	<u>56,641</u>	<u>57,778</u>	<u>57,122</u>	<u>59,067</u>	<u>62,162</u>	<u>60,032</u>	<u>60,477</u>	
内土地	27,642	27,695	27,694	27,694	27,694	27,691	27,691	
内建物	11,323	12,262	12,127	11,545	11,835	12,403	13,556	
内その他	6,966	8,086	8,135	7,722	7,666	8,451	8,529	

※本表は原告準備書面(2)の公認会計士根本守氏作成の意見書(甲第25号証)のIV-3-(1)-③の表(根本意見書7頁)を基本として、平成25年度実績、平成26年度実績及び目的積立金取崩額を加えて再作成したものである。なお、百万円未満の端数については、四捨五入による端数処理を行っているため、根本意見書の表とは値が異なっている箇所がある。

⑤ 加えて、原告は平成25年度の経常損益が赤字となっていることが附属病院再整備などによる一時的なものであり、今後、本学の収支構造に変化はなく、仮に退職手当規定を変更しなかった場合に平成27年度以降に必要となる2億円程度の原資を捻出できるとしている(原告準備書面(4)第5(1)③)。

しかしながら、附属病院の再整備は現に決定している事業分でも平成29年度までは計画されており、それ以降も今後予算要求を通じて附属病院の再整備は引き続き行っていくこととなっている。よって附属病院再整備の影響が一時的なものではないことは明白である。

またさらに言えば、現に工事費の増加等により附属病院再整備を目的に第2期中期目標期間中に積み立てた目的積立金は平成27年度末にはすべ

て支出され、底をつくこととなる。次年度分以降にさらなる追加支出が必要となる部分については、次年度以降の附属病院の収益から控除し、またはこれを積み立て、改めて附属病院の再整備を目的とした目的積立金等を形成する必要性が生じてくることとなる。

⑥ また、先に提出した平成26事業年度財務諸表（乙第66号証）の損益計算書において当期純利益が約5億7千万円の黒字、（目的積立金取崩額を加算した）当期総利益が約6億4千万円の黒字になっている。損益計算書上で当該利益が発生している点は紛れもない事実であるが、当該利益のうち現金の裏付けがある剰余金（いわゆる「目的積立金」）はゼロとなっており、（乙第66号証財務諸表5頁）当期総利益全額を「積立金」として積み立てている。

このことは、大学運営において実質的な剰余金が発生しなかったことを意味するものであり、大学に退職手当の追加支出の原資となる収益がないことを端的に示すものである。

⑦ 加えて原告は、原告準備書面（3）第2・1において、「教育研究組織の再編成等に自主的・自律的に取り組む大学については運営費交付金の増額もありうるとされており、「運営費交付金が増額されるとは考え難い」と言い切ることも相当でない。」と主張するが、仮に運営費交付金が増額された場合であっても、それは教育研組織の再編等に資するための国からの予算措置であり、国から特殊要因運営費交付金措置額以上の退職手当の支出に充てるべきではないことは明白である。

以上のとおり、年2億円程度の原資を捻出することに何ら支障はないとする原告の主張は、損益計算書の分析からみても事実に反するものであることが明らかである。

また、原告が主張する附属病院再整備の影響が一時的であるという主張も実情を理解しない原告の憶測にすぎない。

## (2) 貸借対照表の評価について

① 原告は、被告の貸借対照表上の自己資本比率が平成24年度末で71%となっており、借入金等の負債依存度が小さいと評価でき、財政状態が安定していることを主張し、そのことをもって、年間2億円程度の退職手当の追加支出のための原資を捻出することに支障はないと主張している。

(甲第25号証9頁)

② 自己資本比率が高いことについては、被告準備書面(4)第1④のとおり、財務諸表から見れば明らかなことであり、原告の主張どおりである。

③ 次に、原告は原告準備書面(2)第1・2(5)において、被告の期末時点での資金(現預金残高)に着目し、当該資金が潤沢であれば退職金の追加支払いに充当できるという説明を行っているが、被告側としては被告準備書面(5)第1・3で述べたとおり、平成25年度末の期末資金については既に費消使途が定められているものであると主張している。

④ なお、原告準備書面(3)第3・3(4)について、流動負債の中に次年度以降資金支出が生じないものが含まれているとの主張があるが、これは誤りであり、この点について、(流動負債ではないが)目的積立金の議論を加え次の(ア)～(オ)で個別に詳述する。

### (ア) 運営費交付金債務

まず、運営費交付金債務について説明する。

国立大学法人の会計においては、運営費交付金の交付を受けた金額は、まずは負債として計上する。そして、その負債分について、人件費その他の費用に支出された場合に、これを収益として計上し、費用を支出する。

運営費交付金債務として繰り越しているものは乙59号証37頁から38頁の運営費交付金債務残高の明細で確認できる。

これによると、繰越額1,967百万円の内訳としては、業務達成基準を採用した業務に係る分として1,830百万円、費用進行基準を採用し

た業務に係る分として137百万円となっている。

先にも述べたが、業務達成基準とは中期計画及びこれを具体化する年度計画において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化する方法である（乙74号証Q78-2）。

そして、この業務の達成度については、それぞれの場合に応じて合理性や実現性等を考慮して、各法人において決めることとなっている（乙74号証Q78-11）。被告の場合は、現金支出ベースにより達成度を判断している。

このように、被告においては支出額に応じて運営費交付金債務を収益化することから、特定の時点（決算日等）における運営費交付金債務残高と現金残高が一致することとなる。

同様に、費用進行基準とは、特定の支出のために運営費交付金が措置されている場合に、当該支出を限度として運営費交付金を収益化する方法であるが、これも支出額に応じて運営費交付金債務を収益化するものであるため、運営費交付金債務残高と現金残高が一致することとなる。

このように、運営費交付金債務1,967百万円は現金として存在しているものであるとしても、それらは既に使途（費用）が決定されているが故に交付されているものであり、次年度以降になにがしかの使途で費消されることが予定されている。

したがって、運営費交付金債務について、資金支出はないとの主張は誤りである。

#### （イ）寄附金債務

寄附金債務について、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上し、当該使途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を寄附金債務から寄附金収益に振り替えるとしている（乙75号証

※会計基準第82)。

このように、寄附金債務1,580百万円は期末時点で費用が発生していないものであるとしても、寄付の目的に従つたものでなければこれを収益としてみることができないのであるから、寄附金債務に対応する現金を自由に費消できるかのような原告らの主張は誤りである。

(ウ) 前受金（前受受託研究費等）

前受金（前受受託研究費等）について、国立大学法人等がその教育・研究等の実施に伴い得た収入については、その実施によって実現したもののみを、各期の収益として計上することとしている。（乙75号証第83）

そして、当該研究のための費用化額を限度して収益化することを原則としている（乙74号証Q83-1）。

したがって、費用化されていない前受金（前受受託研究費等）についても、当該研究以外の目的で収益化することができないのであるから、これに対応する現預金を自由に費消できるかのような原告らの主張も誤りである。

(エ) 預かり研究費等（預かり科学研究費補助金等）

預かり研究費等（預かり科学研究費補助金等）については、研究機関では当該補助金を機関収入に算入することはできず、預り金として処理することとなっている（乙74号証Q62-2）。

これも前号同様、次年度以降被告が人件費等に自由に費消できるものではない。

また、乙74号証のとおり、収益計上することはできないものであり、原告の収益の繰り延べとしての負債という指摘は明らかに誤っている。

(オ) 目的積立金

目的積立金については、損失が計上された場合に充当することが法令上可能であることは認めるが、現に損失が計上されていない状況においては、

期末時点での目的積立金の使途が決められており、費消できることには何ら代わりはない。

そして、目的積立金を損失に充当することを意図して退職手当の額を増額（維持）することは、中期計画における目的積立金の積立ての趣旨を自己否定するものに他ならず、少なくともそのような処理が強制されるべきものでないことは明らかである。

- ⑤ 以上のとおり、被告の貸借対照表から導き出される自己資本比率が高いことは明白な事実であるが、そのことをもって、退職手当の追加支出の際に必要となる原資を捻出することに支障がないとはいえない。

特に、原告も着目した貸借対照表上の期末の資金（現預金残高）については、既に説明したとおり、自由に使用できる余剰な資金ではないことから、原告がこれを余剰な資金と位置付けること自体が誤りである。

被告としては、資金（現預金残高）があることで、それが自由に使用できるものではないことを繰り返し主張しているが、原告はかかる実情を正確に認識せず、誤った前提の下に議論を重ねているといわざるを得ない。

### （3） キャッシュ・フロー計算書の評価

- ① 原告は、平成20年度～平成24年度の業務活動におけるキャッシュ・フローが約28億円～約56億円確保されており、十分な業務活動のキャッシュ・フローが確保されていることを主張する。（原告準備書面（2）第1・2（4））
- ② また、仮に毎年度恒常的固定的に支出される設備投資、及び借入金の返済分を控除したとしても、平均して12億5000万円程度のキャッシュ・フローは確保されているため、年2億円程度の原資を捻出することに、何ら問題ないと主張している。（原告準備書面（4）第5・1（1）④及び⑤）
- ③ 本件に係る退職手当の支出については、年間2億円程度の支出を継続的

に行うことが前提である。このことを前提として、原告側の主張の妥当性について以下検討する。

- ④ 確かに、キャッシュ・フローについて原告の考え方（甲第26号証7頁）により、毎年度経常的固定的に支出される設備投資を考慮した場合の数値において、平成22年度～平成24年度に十分な資金が確保できているように見えるが、これは附属病院再整備に向けて緊縮的な運営を行った結果、業務活動に伴う支出が抑制されたことによるものである。よって、当該年度の数値をもって、今後も継続的に資金を確保できると判断することはできない。
- ⑤ 現実に、原告の考え方従い、平成25年度の業務キャッシュ・フローにより算出される数値は、業務活動3,490百万円、更新投資5,679百万円、借入返済1,122百万円となり、差引金額は▲3,311百万円となる。さらに、平成26年度の数値を算出すると、業務活動3,497百万円、更新投資3,071百万円、借入返済1,020百万円となり、差引金額は▲594百万円となる。（平成25年度実績及び平成26年度実績を含めた業務キャッシュ・フローについては、下記の表に示したとおりである。）
- ⑥ このことからも、継続的にキャッシュ・フローが安定してプラスになると原告の主張は誤りである。

	<u>20年度</u>	<u>21年度</u>	<u>22年度</u>	<u>23年度</u>	<u>24年度</u>	<u>25年度</u>	<u>26年度</u>	(百万円)
業務活動	2,857	3,598	4,519	5,657	5,490	3,490	3,497	
更新投資*1	1,169	2,536	2,398	1,204	2,316	5,679	3,071	
借入返済*2	1,279	1,194	1,273	1,250	1,228	1,122	1,020	
差引金額	409	-132	848	3,203	1,946	-3,311	-594	

\*1 キヤシュ・フロ-計算書の「固定資産取得支出一施設費収入」で算定、ただし、投資支出の比較的少ない平成20、23年度は100%を乗じ、それ以外の年度は新規投資分を含むものとみて70%を乗ずる。

\*2 キヤシュ・フロ-計算書の「セカ-債務返済+リース返済+長期借入金返済」で算定

※本表は原告準備書面(3)の公認会計士根本守氏作成の反論意見書(甲第26号証)のⅢ-④-a-アの表(根本反論意見書7頁)を基本として、平成25年度実績及び平成26年度実績を加えて再作成したものである。

## 2 平成26事業年度財務諸表等（平成26年度決算状況）について

### (1) 貸借対照表

平成26年度末の資産総額は93,966百万円（対前年度3,072百万円増）、負債総額30,349百万円（対前年度1,845百万円増）、純資産総額63,617百万円（1,227百万円増）となっている。

資産の主な増減要因は医学部附属病院改修工事等による建設仮勘定の増、病院再整備等による支出額の増による現金・預金の減、リース資産や工具器具備品等の購入による増などである。

負債及び純資産の主な増減要因は、借入金の新規借入に伴う増、施設費等を財源とした固定資産の取得による増、特殊要因運営費交付金（退職手当）の繰越による増などである。

また、流動比率が144.9%（平成25年度）から136.4%に8.5ポイント減少している。自己資本比率についても、68.6%（平成25年度）から67.7%に0.9ポイント減少している。

### (2) 損益計算書

平成26年度における当期純利益は578百万円であり、この当期純利益に

目的積立金取崩額 65 百万円を加えた当期総利益は 643 百万円となっている。当期総利益 643 百万円のうち、現金の裏付けがある剰余金ではなく、全額を「積立金」に積み立てている。平成 25 年度当期総利益 234 百万円と比較すると 409 百万円の増となっているが、経営成績が良好であった平成 22 年度の当期総利益 3,207 百万円、平成 23 年度の当期総利益 2,370 百万円、平成 24 年度の当期総利益 1,299 百万円には遠く及ばない水準である。

なお、経常費用総額は 34,621 百万円（対前年度 1,125 百万円の増）、経常収益総額は 35,214 百万円（対前年度 2,158 百万円の増）となっている。経常費用の主な増減要因は、給与改定臨時特例法終了に伴う給与等の増、外来化学療法の増加による医薬品費の増、新病棟移転の完了に伴う消耗品費、医療用消耗器具備品費の減などである。経常収益の主な増減要因は、給与改定臨時特例法終了に伴う運営費交付金の増、一般運営費交付金に業務達成基準を適用したことによる影響額、前年度不足分の退職手当の措置による運営費交付金の増などである。

また、経常利益比率は▲1.3%（平成 25 年度）から 1.7% に若干改善しているが、平成 22 年度の 9.9%、平成 23 年度の 7.2%、平成 24 年度の 3.9% には及ばない水準となっている。

次に、人件費比率は 52.6% であり、平成 25 年度と同じ水準となっている。人件費は年々増加傾向であり、今年度（平成 27 年度）に実施された年金制度一元化に伴う退職等年金給付の事業主負担額の増などの理由により、今後も増加することが予測される。

### (3) キャッシュ・フロー計算書

通常業務の実施に係る資金の状態を示す業務活動によるキャッシュ・フローが 3,498 百万円であり、平成 25 年度とほぼ同額で推移している。

学生納付金収入（授業料・入学科料・検定料）が年々減少傾向であり、附属病院収入は平成 24 年度をピークとしてほぼ横ばいの状態である。

また、損益計算書と同様に人件費に係る支出が年々増加傾向である。

(4) セグメント情報（附属病院セグメント）

附属病院セグメントについて、業務損益が平成25年度比614百万円増の403百万円となっている。大学全体の損益計算書と同様に、平成22年度が2,646百万円、平成23年度が2,329百万円、平成24年度が1,187百万円であり、平成22年度～平成24年度には遠く及ばない水準である。

(5) 小括

以上のとおり、平成26年度の決算状況についても、経営が直ちに窮するような状況にはないとしても、根本会計士が指摘するような楽観的な状況はないことは明らかである。

### 3 結語

被告は附属病院再整備等に向けて、平成22年度以降緊縮的な運営を行い、苦心して形成された結果としての利益の中から、当該目的積立金の事業を実行するために必要な資金を目的積立金として繰り越してきたところである。

これらの実情を考慮せず、原告は財務諸表上の数値だけを捉えて、あたかも継続的に多額の利益を発生することが可能であると推測し、被告側の資金が潤沢であり、それを余剰な資金であると主張している。

確かに、財務諸表上の数値だけを見れば資金があるように見えるが、この資金は使途が決められているものであり、自由に使用することが可能な余剰な資金ではないことは、被告の財務状況を損益計算書の評価、貸借対照表の評価及びキャッシュ・フロー計算書の評価を行い、これまで明らかにしてきたところである。

以上から、退職金引下げの「高度の必要性」については、財務的側面を考慮した場合においても、優に認められるものである。

以上